岡山市土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　土地改良事業により造成された土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に資するために，土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に加入し，拠出金を拠出する土地改良区に対して，予算の範囲内において土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金（以下「加入事務交付金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号）の規定にかかわらず，この要綱及び岡山市土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付要綱（平成１４年６月１日施行）に定めるところによる。

（交付対象及び交付額等）

第２条　加入事務交付金の交付対象となる適正化事業は，土地改良区が事業主体となり実施する，土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和５２年４月２０日付５２構改Ｂ第６００号農林事務次官依命通達）に基づく土地改良施設の整備補修事業とする。

２　加入事務交付金の交付額は，当該適正化事業に係る土地改良施設の本市の区域内に存する受益地につき，当該適正化事業加入に必要な事務的経費として支出する額以内の額とする。ただし，１００円未満の端数がある場合には，これを切り捨てるものとする。

３　市長は，適正化事業加入への加入事務交付金交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは，加入事務交付金の額を調整し，又は交付しないことができる。

４　市長は，加入事務交付金を交付するに当たつて，市の行政目的達成のために必要な条件を定めることができる。

（使途基準）

第３条　加入事務交付金は，当該適正化事業加入のために必要な事務的経費であつて，岡山県土地改良事業団体連合会に対して支出するものでなければならない。

（交付申請）

第４条　加入事務交付金の交付を受けようとする土地改良区は，当該適正化事業へ加入し，岡山市土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付要綱第６条第２項の規定による通知を受けた後に，この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）

（２）　土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付決定通知書

（３）　加入事務費請求書

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は，前項の規定による通知をするときは，必要な条件を付し，又は指示をすることができる。

４　市長は，第２項の規定による審査の結果，不適当と認めるときは，速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第５条　加入事務交付金の交付申請をした土地改良区が，前条第２項又は第７条第２項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において，当該通知に係る加入事務交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは，通知を受けた日から２０日以内に文書をもつて取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあつたときは，当該申請に係る加入事務交付金の交付決定はなかつたものとみなす。

（適正化事業の遂行命令）

第６条　市長は，土地改良区が提出する報告又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により，その土地改良区の適正化事業が加入事務交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは，その土地改良区に対し，これらに従つて当該適正化事業を遂行すべきことを命ずることができる。

２　前項の規定による命令は，土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは，第１２条第１項第３号の規定により当該加入事務交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

（変更申請）

第７条　第４条第２項又は本条第２項の規定による通知を受けた土地改良区が，当該適正化事業の内容を変更（中止又は廃止の場合を含む。以下この条において同じ。）し，加入事務交付金の交付決定額に変更があるときは，岡山市土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付要綱第７条第２項の規定による通知を受けた後に，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金変更申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付決定通知書又は土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金変更決定通知書

（２）　土地改良施設維持管理適正化事業交付金変更決定通知書

（３）　加入事務費請求書

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金変更決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は，前項の規定による通知をするときは，必要な条件を付し，又は指示をすることができる。

４　市長は，第２項の規定による審査の結果，不適当と認めるときは，速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第８条　市長は，第４条第２項及び前条第２項の規定による通知をするときは，次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（１）　適正化事業の内容，経費の配分又は執行計画等の変更をするときは，市長の承認を受けること。

（２）　適正化事業を中止又は廃止するときは，市長の承認を受けること。

（３）　適正化事業が予定の期間内に完了しないとき，又は遂行が困難となつたときは，速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（４）　適正化事業により取得し，又は効用を増加した財産を耐用年数が経過する前に処分するときは，市長に報告してその指示を受けること。

２　市長は，加入事務交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは，前項に定める条件のほか，必要な条件を付し，又は指示をすることができる。

（加入事務費納入報告）

第９条　第４条第２項及び第７条第２項の規定による通知を受けた土地改良区は，当該年度の３月３１日までに土地改良施設維持管理適正化事業加入事務費納入報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　加入事務費領収書

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による加入事務費納入報告書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，速やかにその旨を報告者に通知するものとする。

３　市長は，前項の審査の結果，不適当と認めるときは，速やかにその旨を報告者に通知するものとする。

（交付時期）

第１０条　加入事務交付金は，前条第２項の規定による審査の結果，適当と認めた後において交付するものとする。ただし，市長が加入事務交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは，前条第１項の規定による報告を受ける前に加入事務交付金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定により加入事務交付金の交付を受けようとする土地改良区は，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付請求書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付決定通知書又は土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金変更決定通知書

（２）　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第１１条　加入事務交付金の交付を受けた土地改良区は，当該加入事務交付金交付年度の翌年度の９月３０日までに土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良区収支決算書（交付金に係る部分のみ）

（２）　監査報告書

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による実績報告書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，適正化事業加入事務交付金の額を確定し，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金確定通知書（様式第８号）により，報告者に通知するものとする。

３　市長は，前項の審査の結果，加入事務交付金交付の成果が加入事務交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは，当該加入事務交付金交付の成果について，これに適合させるための措置をとるべきことを当該土地改良区に対して命ずることができる。

４　第１項の規定は，前項の規定による命令に従つて行う加入事務交付金交付の実績報告について準用する。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は，加入事務交付金の交付申請をした土地改良区が次の各号のいずれかに該当するときは，加入事務交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により加入事務交付金の交付を受けたとき。

（２）　加入事務交付金を他の用途に使用したとき。

（３）　前各号のほか適正化事業に関して加入事務交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき，又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。

２　前項の規定は，適正化事業の加入について交付すべき加入事務交付金の額の確定があつた後についても適用する。

３　市長は，第１項の規定による取消しをした場合，土地改良施設維持管理適正化事業加入事務交付金交付取消決定通知書（様式第９号）により，当該土地改良区に通知するものとする。

（交付金の返還）

第１３条　市長は，加入事務交付金の交付決定を取り消した場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に加入事務交付金が交付されているときは，土地改良区に対し加入事務交付金返還命令書（様式第１０号）により，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は，土地改良区に交付すべき加入事務交付金の額を確定した場合において，既にその額を超える加入事務交付金が交付されているときは，前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（加算金等）

第１４条　第１２条第１項各号に定める事由による取消しを受けた土地改良区は，前条第１項及び第２項の規定による加入事務交付金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る加入事務交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該返還を命ぜられた加入事務交付金の額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　加入事務交付金の返還を命ぜられた土地改良区は，これを納付期日までに納付しなかつたときは，納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の債務との相殺）

第１５条　市長は，土地改良区が加入事務交付金の返還を命ぜられ，当該加入事務交付金，加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において，その者に対して，市の支払うべき私法上の債務があるときは，当該債務と未納付額とを相殺することができる。

（帳簿等の保存年限）

第１６条　加入事務交付金の交付申請をした土地改良区は，加入事務交付金交付に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

２　加入事務交付金の交付を受けた土地改良区は，当該加入事務交付金交付に係る帳簿及び証拠書類を，当該適正化事業の加入が完了した年度の翌年度から起算して５年を経過するまでの間保存しなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この要綱は，平成１６年８月２５日から施行する。

附則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。